

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則
◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医療機関等の指定
結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の役員就任
土地改良区の役員就退任
土地改良区の合併の認可
土地改良事業の変更計画の決定
漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同
意
開発行為に関する工事の完了

規 則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四の備考4を次のように改める。

- 4 この表に掲げる排水基準は、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の環境庁長官が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中村 歯科医院	鳥取市扇町五 東栄ビル内	昭和五十七年六月二十三日
中 部 薬 局	倉吉市宮川町一七四―一五	昭和五十七年六月二十二日
小酒 外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	〃

鳥取県告示第六百八十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中村 歯科医院	鳥取市末広温泉町四六三	昭和五十七年六月五日
中 嶋 医 院	米子市道笑町二丁目九七	昭和五十五年九月三十日

鳥取県告示第六百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎 内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和五十七年六月十五日
浜田産婦人科医院	米子市西福原三〇	昭和五十七年六月二十五日

尾西小児科医院	倉吉市山根四八八―八	昭和五十七年六月十五日
隅田齒科医院	米子市角盤町二丁目二三	"
鳥取県西部口腔衛生センター	米子市東福原六三六―五	"
森齒科医院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和五十七年六月十七日
有限会社こやま薬局	鳥取市湖山町北二丁目四三五	昭和五十七年六月十四日
有限会社河本蘇生堂薬局	倉吉市東仲町二六八	昭和五十七年六月二日
林原 医院	東伯郡赤碕町大字赤碕 一〇八九―二	昭和五十七年六月七日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和五十七年六月十五日
前川齒科医院	鳥取市湖山町北二丁目五〇八	"
中部薬局	倉吉市宮川町一七四―一五	"

鳥取県告示第六百九十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三		
医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
小西外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	昭和五十七年七月八日

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事	久本 温彦	八頭郡智頭町大字西字塚四五
"	谷口 泰一	大字真鹿野六七
"	小林 久男	大字埴師三五七―一
"	矢部 政信	大字大屋一五三
"	長石 治郎	大字早瀬八五―一
"	柴田富美夫	大字奥本五四二
"	久本 一臣	大字大背一二一六
"	柏原 嗣雄	大字東字塚二四二

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 松本 守章 西伯郡名和町大字東坪八三四
- 西吉 虎太 大字豊成二六〇六
- 近藤 睦明 九二五一一
- 林原 德行 大字倉谷五八一

- 藤木 優 大字山根三六七
- 林田 俊 大字穂見二三八
- 宮内 傳市 大字埴師一五五
- 稲塚 儀一 大字三吉六〇二一一
- 徳永 裕之 大字木原八四
- 栗田 隆弘 大字野原二一一
- 小川 明 大字河津原一四五
- 今倉 務次 大字横田一二二

昭和五十七年五月三十一日就任

就任した役員の氏名及び住所

昭和五十七年四月五日退任

- 理事 松本 守章 西伯郡名和町大字東坪八三四
- 近藤 睦明 大字豊成九二五一一
- 林原 勲 大字加茂二〇
- 影山 宏明 大字門前九八八
- 美甘 和幸 一一三五
- 真島 武男 大字御来屋一二
- 高虫 寛 大字茶畑一三一―一二
- 徳永 幹 大字倉谷五九七
- 二宮 唯夫 大字豊成二五八一
- 山根 雅夫 大字東坪二四八七―三

- 河村 七郎 大字小竹二二九七―六
- 美甘 和幸 大字門前一―三五
- 高虫 寛 大字茶畑一三一―一二
- 林原 勲 大字加茂二〇
- 影山 宏明 大字門前九八八
- 真島 武男 大字御来屋一二
- 清水 伝一 大字高田二五七一
- 権田繁次郎 大字茶畑七九―五
- 遠藤 宣雄 大字門前八二
- 齊藤驥一郎 大字高田六一四
- 金松 正雄 大字御来屋一五七―一〇

〃	権田 忠正	〃	大字茶畑六五―三
〃	清水 豊彦	〃	大字古御堂一五四
〃	遠藤 宣雄	〃	大字門前八二
〃	齊藤 駿一郎	〃	大字高田六一四
〃	金松 正雄	〃	大字御来屋一五七―一〇

昭和五十七年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、昭和五十七年五月二十六日付けで大井手土地改良区理事長加藤重蔵から申請のあつた大井手土地改良区及び千代土地改良区の合併については、昭和五十七年七月七日認可したので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 合併により定款を変更し存続する土地改良区
大井手土地改良区
- 二 合併により解散する土地改良区
千代土地改良区

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（県伯地区樹園地農道網整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年七月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたとしたので、同法第一百二十二条の

二 第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子加入区 境港加入区

鳥取県告示第六百九十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年四月二十七日 鳥取県指令受都計第七十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東上美田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市岩吉一三〇―九

大鳳建設株式会社

代表取締役 吉田互輔

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】